

宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱

平成29年 3月30日告示第 43号
改正 平成30年 8月 1日告示第216号
改正 平成30年11月20日告示第264号
改正 平成31年 3月28日告示第 63号
改正 令和 元年 9月30日告示第 44号
改正 令和 元年12月26日告示第101号
改正 令和 2年 7月13日告示第125号
改正 令和 3年 4月 1日告示第 80号
改正 令和 3年10月13日告示第169号
改正 令和 4年 3月28日告示第 70号
改正 令和 4年 9月26日告示第173号
改正 令和 6年 3月27日告示第 66号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第3号に規定する市町村が定める額(以下「第1号事業支給費」という。)及び割合(以下「第1号事業支給費割合」という。)を定めるものとする。

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額)

第2条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定し、その費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業において、別に定めがある場合を除く。

(第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて算定し、その費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(1単位の単価)

第4条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、10円とする。

(第1号事業支給費割合)

第5条 第1号事業支給費の額は、第2条に定める額(当該額が現に国基準サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、居宅要支援被保険者等が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法(大正11年法律第70号)第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療

養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額) その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項の政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第1号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認める場合については、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の90から100分の100までの範囲内で市長が定める割合」とすることができる。

- 3 法第59条の2第1項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費に係る前2項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。
- 4 法第59条の2第2項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費に係る第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第2項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

(第1号事業支給費の特例)

第6条 市長は、居宅要支援被保険者等が災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難なであると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。この場合において、前条に規定する第1号事業支給費割合については、別に定めるものとする。

- 2 前項の規定による第1号事業支給費の額の特例を受けようとする者に係る申請その他の手続については、宮古市介護保険条例施行規則(平成17年宮古市規則第107号)第4条の例による。
- 3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(東日本大震災による被災者に対する介護サービス利用料の免除等に関する要綱の一部改正)
- 2 東日本大震災による被災者に対する介護サービス利用料の免除等に関する要綱(平成23年宮古市告示第105号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この告示は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。)の施行に伴い、東日本大震災による災害の被災者に対する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい	(趣旨) 第1条 この告示は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。)の施行に伴い、東日本大震災による災害の被災者に対する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」とい

<p>う。) 第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例、第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例<u>及び震災特別法第90条から第92条までの規定に基づく食費及び居住費等の免除</u>及び<u>宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（宮古市告示第43号）第6条の規定に基づく災害等による第1号事業費の特例</u>（以下「利用料の免除等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>う。) 第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例、第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例<u>及び震災特別法第90条から第92条までの規定に基づく食費及び居住費等の免除</u>（以下「利用料の免除等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（平成28年台風10号豪雨災害の被災者に対する介護サービス利用料の免除等に関する要綱の一部改正）

3 平成28年台風10号豪雨災害の被災者に対する介護サービス利用料の免除等に関する要綱（平成28年宮古市告示第179号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、平成28年台風10号豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）による被災者に対する介護保険法（平成9年法律第123号）第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例、<u>第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例及び宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（宮古市告示第43号）第6条の規定に基づく災害等による第1号事業支給費の特例</u>（以下「介護サービス利用料の免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、平成28年台風10号豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）による被災者に対する介護保険法（平成9年法律第123号）第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例<u>及び第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例</u>（以下「介護サービス利用料の免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年12月26日から施行し、この告示による改正後の宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱第6条の規定は、令和元年10月12日から適用する。

附 則

この告示は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費単位表

1 第1号訪問事業における国基準訪問型サービス費及び第1号通所事業における国基準通所型サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年老認発0319第3号。以下「留意事項」という。）に準ずるものとする。

2 国基準訪問型サービス費（1月あたり）

- (1) 訪問型サービスI（1月につき） 1,176単位（月4回程度）
- (2) 初回加算（1月につき） 200単位
- (3) 生活機能向上連携加算（II）（1月につき） 200単位
- (4) 介護職員処遇改善加算（I） +所定単位×137／1000
介護職員処遇改善加算（II） +所定単位×100／1000
介護職員処遇改善加算（III） +所定単位×55／1000
- (5) 介護職員等特定処遇改善加算（I） +所定単位×63／1000
介護職員等特定処遇改善加算（II） +所定単位×42／1000
- (6) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×24／1000

注1 利用者に対して、宮古市第1号訪問事業実施要領（平成29年3月31日）に規定する国基準訪問型サービスを行った場合に算定する。

- 2 国基準訪問型サービスは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し日常生活に必要な家事等とし、月4回、1回の利用時間を1時間程度とする。
- 3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 4 (3)の算定要件については、留意事項に準ずる。
- 5 別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数に1／100を乗じた単位を所定単位から減算する。
- 6 (1)について、国基準訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（国基準

訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 又は国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、国基準訪問型サービスを行った場合は、所定単位数に90／100分乗じ、国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、国基準訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数に85／100を乗じる。ただし、別に市長が定める基準に該当する国基準訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(国基準訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、国基準訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数に88／100を乗じる。

- 7 特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15／100を乗じた単位を足す。
- 8 中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10／100を乗じた単位を足す。
- 9 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。
- 10 (4)及び(5)の所定単位数は、(1)に(2)及び(3)を加えて得た単位数により算定する。
- 11 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 12 (5)及び(6)の算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算(I)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)又は(II)を算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は介護職員等特定処遇改善加算(II)のいずれかの加算を算定している場合において、もう一方の加算は算定しない。
- 3 国基準通所型サービス費(1回につき)
 - (1) 通所型サービスI(事業対象者・要支援1) 436単位(月4回程度)
 - (2) 通所型サービスII(事業対象者・要支援2) 447単位(月8回程度)
 - (3) 生活機能向上グループ活動加算(1月につき) 100単位
 - (4) サービス提供体制強化加算(I)
 - ア 事業対象者・要支援1 88単位(1月につき)
 - イ 事業対象者・要支援2 176単位(1月につき)
 - (5) サービス提供体制強化加算(II)
 - ア 事業対象者・要支援1 72単位(1月につき)
 - イ 事業対象者・要支援2 144単位(1月につき)
 - (6) サービス提供体制強化加算(III)
 - ア 事業対象者・要支援1 24単位(1月につき)

イ 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）

- (7) 科学的介護推進体制加算（1月につき） 40単位
- (8) 介護職員処遇改善加算（I） +所定単位×59／1000
介護職員処遇改善加算（II） +所定単位×43／1000
介護職員処遇改善加算（III） +所定単位×23／1000
- (9) 介護職員等特定処遇改善加算（I） +所定単位×12／1000
介護職員等特定処遇改善加算（II） +所定単位×10／1000
- (10) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×11／1000

注1 宮古市第1号通所事業実施要領（平成29年3月31日）に適合している国基準通所型サービス事業所において、利用者に対して、宮古市第1号通所事業実施要領に規定する国基準通所型サービスを行った場合は、所定単位を算定する。

- 2 国基準通所型サービス費は、送迎を希望する利用者に対して、送迎を行う体制（必要な車両及び人員の確保がされている体制をいう。）がある国基準通所型サービス事業所において、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを行った場合、所定単位を算定する。
- 3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数に1／100を乗じた単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数に1／100を乗じた単位数を所定単位数から減算する。
- 5 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。
- 6 (1) 及び (2) について、利用者の数が利用定員を超える場合には、所定単位数に70／100を乗じる。
- 7 (1) 及び (2) について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
- 8 (1) 及び (2) について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合は、所定単位数から1月あたり(1)については、376単位、(2)については、752単位を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- 9 利用者に対して、その居宅と国基準通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（通所型サービスⅠを算定している場合は1月につき376単位を、通所型サービスⅡを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。
- 10 (7) 及び (8) の所定単位数は、(1) 又は (2) に (3) から (6) までを加えて得た単位数により算定する。
- 11 (3) における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指

導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師及びきゅう師を対象に含むものとする。

- 12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 13 (8) 及び (9) の算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、介護職員等特定処遇改善加算（I）の算定に当たっては、(4) を算定していることを要件とする。なお、介護職員等特定処遇改善加算（I）又は介護職員等特定処遇改善加算（II）のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

4 基準緩和通所型サービス（1回につき）

- (1) 通所型サービスⅢ 300単位
- (2) 介護職員処遇改善加算（I） +所定単位×59／1000
介護職員処遇改善加算（II） +所定単位×43／1000
介護職員処遇改善加算（III） +所定単位×23／1000

注1 宮古市第1号通所事業実施要領に適合している基準緩和通所型サービス事業所において、利用者に対して、宮古市第1号通所事業実施要領に規定する基準緩和通所型サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 (1) 及び (2) について、利用者の数が利用定員を超える場合には、所定単位数に70／100を乗じる。
- 3 (1) 及び (2) について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
- 4 (1) について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合は、所定単位数から1月あたり240単位を減算する。
- 5 (4) について、所定単位数は(1)の単位数により算定する。

別表第2（第3条関係）

第1号介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）

- (1) 介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 442単位

注 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。

- (2) 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントA事業所において、新規に介護予防ケアマネジメントA計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントA支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

- (3) 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（宮古市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

に関する基準を定める条例（平成30年宮古市条例第17号）第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

2 介護予防ケアマネジメントC（初回のみのケアマネジメント）

介護予防ケアマネジメントC費（1回につき） 442単位

注 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントC支援を行い、かつ、月の末日において介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出している介護予防ケアマネジメント事業者について、所定単位数を算定する。